

関門港検疫区域（一部変更）のお知らせ

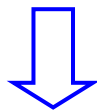
下関港（新港地区）沖合人工島整備に伴い、検疫法第八条第四項の規定に基づく関門港検疫区域の第一項区域が次のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

1. 検疫区域の変更年月日
平成19年 5月 1日

2. 変更内容

<検疫区域(変更前)>

六連島灯台から八四度二、一五〇メートルの地点（以下A地点という。）から九三度一、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度一、六八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七六度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線より囲まれた海面



<変更後の検疫区域>

六連島灯台から八六度三三分二、九九〇メートルの地点（以下A地点という。）から九四度四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度一、六七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七六度一、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九四度五三〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線より囲まれた海面

3. 問い合わせ先

厚生労働省 福岡検疫所門司検疫所支所 庶務課 TEL093 (321) 3058

下関市 港湾局企画振興課 TEL0832 (31) 4352

※本変更内容につきましては、福岡検疫所及び下関市港湾局のホームページで確認できます。

ホームページアドレス [福岡検疫所] <http://www.forth.go.jp/keneki/fukuoka/>

[下関市港湾局] <http://www.shimonoseki-port.com/jp/>

